## 行 政制 度調整表

専門部会	6	上下水道部会	分 類	1	下水道料金体系
分 科 会	2	下水道分科会	調整項目	1 4	受益者負担金の徴収猶予

中条町担当	上下水道課	管理係	担当者名	
黒川村担当	建設課	下水道係	担当者名	

			現 況			는 보다 소 시		/#± +-/	
記載事項	記載事項 中条町			黒川村		一 調整方針		備 考	
徴収猶予	猶予 1 当該負担金を納付することが困難であり、所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により徴収を猶予することが適当であるとき。 2 災害、盗難、その他により、負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。			なし		現行のとおりとする。			
	3 その他徴収を猶予する必要があると認められるとき								
猶予基準	下水道事業受益者負担金徴収猶予基準								
	徴収猶予の対象となる土地	徴収猶予 率	徴収猶予の期間						
	1 係争中の土地	100%	判決等係争事由 の解決のときま で						
	2 宅地に準じた土地以外の 農地又は山林等	100%	宅地等として使 用できると認め られるまで						
	3 災害等により損害を受けた受益者の土地	100%	3 年以内で町長 が認める期間						
	4 662 平方メートル以上の 宅地に係る土地のうち、農 地に準ずる農業生産事業 に供する部分	100%	譲渡、贈与等により他に所有権が移転したとき、又は住宅が建築されるまで						
	5 町長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めた土地								
	備考 徴収猶予の事由消滅後3	年以内に徴収							
						   財政への影響額		<u>単位</u> :千円	
						予算額	調整後見込額	影響額(増減)	
						中条町			
	中条町下水道事業受益者負担に関する条例 中条町下水道事業受益者負担に関する条例施行規則					黒川村			
関係法令等						計			
						備考 平成 1 5 年度当初予算/	ベース		